

# 兵庫県立大学学長選考規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、兵庫県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第10条の2第2項に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う同条第3項の規定による兵庫県立大学学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (選考の時期)

**第2条** 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長の辞任の申出を理事長が受理したとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 選考会議は、前項第1号の場合においては任期満了の日前90日までに、第2号から第4号までの場合においては速やかに、学長の選考を行うものとする。

## (選考開始の公示)

**第3条** 選考会議は、学長の選考手続を開始するときは、選考日程その他学長の選考に関し必要な事項について公示する。

## (学長候補者の資格)

**第4条** 学長候補者（以下「候補者」という。）は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び法人の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者であつて、選考会議が別に定める基準を満たすものとして次条の規定により推薦のあつた者とする。

## (候補者の推薦)

**第5条** 候補者の推薦は、次の各号に定めるところにより行うことができるものとする。

- (1) 理事長、副理事長、理事（第3号に該当する者を除く。）、副学長（法人の役員である者を除く。）、教員（兵庫県公立大学法人教職員就業規程（平成25年法人規程第25号）第2条に規定する教員のうち第3条第1項又は第2項に規定する者に限る。以下同じ。）及び職員（兵庫県公立大学法人組織規程（平成25年兵庫県立大学規程第1号。以下「組織規程」という。）第17条の表に掲げる室長以上の職にある者に限る。）30人以上の連署による推薦
- (2) 教育研究審議会委員5人以上の連署による推薦
- (3) 経営審議会委員（定款第17条第2項第3号の理事長が指名する理事のうち定款第11条第3項に定める者及び定款第17条第2項第5号に掲げる者に限る。）3人以上の連署による推薦

2 前項第1号の連署には、教員が所属する組織で組織規程第10条から第14条までに規定する機構、学部、研究科、附置研究所及び教育研究施設のうち、3以上の組織の教員の署名が含まなければならない。

3 第1項第2号の連署には、定款第19条第2項第3号に掲げる者3人以上の署名が含まなければならない。

- 4 第1項の規定により候補者の推薦に加わる者は、該当するいずれか一の号に定める推薦区分において、1人の候補者に限り推薦のための署名を行うことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、選考会議委員は、同項各号に定める候補者の推薦に加わるできない。
- 6 選考会議が第1項の規定により推薦のあった者以外に候補者を加えることが適当と認める場合には、選考会議委員は、各委員につき1人に限り、第1項の規定により推薦された者以外の候補者を推薦することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、推薦に必要な事項は、別に定める。

#### (候補者による所信等の提出)

- 第6条** 選考会議は、前条の規定により推薦のあった候補者に対し、次期学長となることの意味を確認し、意思がある場合には、別に定めるところにより所信その他選考に必要な書類の提出を求める。
- 2 前項の意思確認の結果、次期学長となる意思がない者は、候補者から除外する。

#### (書類審査及び面接の実施)

- 第7条** 選考会議は、選考のため、書類審査及び候補者に対する面接を実施する。

#### (次期学長予定者の選考)

- 第8条** 選考会議は、前条の書類審査、面接の結果等を総合的に勘案し、候補者の中から次期学長予定者1人を選考する。

#### (再選考)

- 第9条** 次期学長予定者が学長就任の辞退を申し出たときは、選考会議は、この規程に基づき、改めて学長の選考を行う。

#### (次期学長予定者の報告及び公表)

- 第10条** 選考会議は、第8条及び第9条の規定により次期学長予定者を選考したときは、速やかにその旨を理事長又はその職務を代理する法人の副理事長若しくは理事に報告するとともに公表するものとする。

#### (補則)

- 第11条** この規程に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成29年12月6日から施行する。

#### 附 則 (令和2年9月3日改正)

この規程は、令和2年9月3日から施行する。

#### 附 則 (令和3年4月1日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和4年8月31日改正)

この規程は、令和4年8月31日から施行する。